

## 第四期岐阜県地域福祉支援計画骨子（案）について

健康福祉部地域福祉課

1 計画の性格及び改定の理由

- 地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画
- 「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「岐阜県少子化対策基本計画」など各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載
- 計画期間は5年間。現在の第三期計画（計画期間：平成26～30年度）が今年度末で終期を迎えるため、今年度改定作業を行い、第四期計画（計画期間：平成31～35年度）を策定
- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項が追加

（下線部分が新たに追加された事項）

- I 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- II 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- III 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
- IV 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- V 市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

## 2 第三期計画の進捗状況

- 第三期計画では、次のとおり数値目標を設定し、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実等を図ってきた。

項目	目標値 (平成30年度末)	実績 (※) (平成29年度)
①団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	120団体	160団体
②拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	200か所	128か所
③地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	100% (42/42 市町村)	95.2% (40/42 市町村)
④地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	100% (374/374 小学校区)	79.7% (298/374 小学校区)
⑤見守りネットワーク活動実施率	100% (8375/8375 自治会)	84.9% (7110/8375 自治会)
⑥助け合い（生活支援）活動実施率	50% (187/374 小学校区)	36.9% (138/374 小学校区)

※実績：平成29年10月1日現在の実績（①②は平成30年3月31日現在の実績）

※①、②は「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を活用して、地域の住民等による支え合い活動を行うための団体設立、拠点整備を行った数

## 3 第四期計画策定の方向性

- 少子高齢化・人口減少が進展する中で、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、福祉関係者、関係機関など、各々が特性を生かしながら役割を發揮し、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことができるよう、「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」を理念とする、3つの施策の柱を設定し、地域福祉施策を展開していく。（施策の具体的な方向性 資料2）

- 第四期計画では、毎年計画の検証を行うことができるよう、施策の柱ごとに指標を設定する。

### <施策の柱ごとの指標>

#### 【 地域の福祉力を高める「地域づくり」 】

項目	基準値	目標値 (平成35年度末)
① 地域懇談会等の開催率	79.7% (平成29年10月) (実施小学校区数/小学校区数)	100%
② 「地域での支え合い活動」を知らないと回答した者の率	30.8% (平成30年6月) (県政モニターアンケート結果)	15%
③ 包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援コーディネーター養成研修受講者数	—	200人

#### 【 地域の福祉を担う「人づくり」 】

項目	基準値 (平成29年度末)	目標値 (平成35年度末)
④ 高齢者を対象としたボランティア養成研修の受講者数	—	2,500人
⑤ 福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	950人	2,000人

#### 【 地域づくりを支える「仕組みづくり」 】

項目	基準値 (平成29年度末)	目標値 (平成35年度末)
⑥ 成年後見制度利用促進のための中核機関(※1)の設置市町村数	0市町村	21市町村
⑦ 生活困窮者自立支援制度で努力義務化された任意事業(※2)の実施市町村数	25市町村	42市町村
⑧ バーキングパーミット制度(※3)に登録された駐車場の台数	—	7,000台

※1 中核機関とは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、市町村が整備する権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート（専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など）を担う中核的な機関。

※2 任意事業とは、「生活困窮者自立支援法」に基づき市町村が実施する任意事業のうち、実施が努力義務とされている「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」。

※3 パーキングパーミット制度とは、身障者用駐車場について、「不適正利用がある」「見た目上障害があるとわからない方が利用しづらい」といった問題を解決することを目的に、利用できる対象者（歩行が困難な方）の要件を設定し、利用証を交付する制度。施設管理者の協力により、対象となる駐車場の登録を届け出てもらい実施する。

#### 4 スケジュール

9月21日（金）	計画骨子案の議会への説明会
11月	岐阜県地域福祉対策協議会で意見聴取 岐阜県社会福祉審議会での意見聴取 第3回地域福祉支援計画策定委員会で計画素案審議
1月	パブリックコメントの実施
2月	第4回地域福祉支援計画策定委員会で計画案審議 平成31年第1回定例会へ議案提出